

## セッション2:「和解と共存に向けて」

### 講義5:「人間の安全保障と法の支配～ICCと日本の役割～」

講師:旧ユーゴスラビア戦犯法廷元判事/

法政大学法学部 教授 多谷 千香子 氏

「人間の安全保障と法の支配」というテーマについて話を始めるにあたって、まず、人間の安全保障とは何かと言いますと、人間が存在していく上で、人間として最小限必要な自由権や経済・社会権が侵害されている状態、例えば、独裁政権の下で、いつ政治犯として投獄されるか分からないとか、お腹が空いて生存が危うい状態、そういうことから自由であることを人間の安全保障が保障された状態といいます。人間の安全保障というとき、そのコンテキストの中で取り上げられるのは、人間の安全保障を危うくする状態(問題)と対策(解決)です。人間の安全保障を危うくする状態には、例えば、飢餓、環境の破壊、紛争、エイズの広がり、貧困、大災害などありとあらゆるものがあり、その中の一つとして民族紛争も挙げることができます。

そして、この民族紛争を防止しようという試み、「法の支配」を打ち立てようという試みは、人間の安全保障の対策(解決)の一場面だと言えると思います。今日は、「法の支配」がなぜ民族紛争の防止につながるのかを中心にお話をすすめたいと思います。

ところで、そもそも人間の安全保障が唱えられ始めたのはなぜか。人間の権利、人権を考えると、高校、大学で習うことはたぶん西欧的な人権概念だと思います。西欧的な人権概念は、西欧の社会というものを前提にして人権ということを考えるわけですから、たとえばフランス革命のときの「自由・博愛・平等」といっても、この「自由・博愛・平等」の中に南の世界の人々の人権というものが入っていなかったわけです。要するにフランス人、ヨーロッパ社会というものを前提にして人権ということを考える、そういうものが伝統的な西欧中心型の人権概念です。

時代が下って、第二次世界大戦後になりますと、1950～1960年代にはたくさんのアジア・アフリカ諸国が独立しました。そうしますと、人権の地平というものも当然拡大していくわけです。南の人の人権も守られなければならない。ところが、前提となる状況は、西欧社会とはまったく違います。新興独立国になった発展途上国は、発展政策に努め、国民の人権を向上させようとしたわけですが、先進諸国との格差はだんだん広がるばかりでした。西欧先進国との格差を縮めて、発展途上国の人たちの人権の向上を図ろうとしたのにうまく行かない。それは、経済体制がおかしいのではないかいという発想になって、この主張は、New International Economic Order に凝縮してゆきました。どうしてそうなったのかといいますと、アジア・アフリカ諸国が1人前の国として国際社会の一員になって発展政策に努力しても、働けど働けど我が生活楽にならず、という状況です。そうすると、既存の世界の経済秩序というものは先進国のためにあるのではないか、1次産品を生産する自分たちには不利に出来ているのではないか、となります。そこで、第一次石油危機を契機として、いわば生産者カルテルとか価格スライドとかいいうことを要求した、新しい世界の経済秩序の要求がでてきたわけです。これが、New International Economic Order です。これが主張されたのが第1次石油ショックの翌年の1974年です。しかし、経済の体制やり直すということは、とりもなおさず先進国の既得権を侵害することですから、これを権利・義務のような形、あるいは新たな貿易体制を作るといような形で実現するということは総論賛成、各論反対となり、実現できませんでした。

この経済的主張が人権に視点を置き換えて主張されたのが、「発展の権利」です。「発展の権利」は、1972年にセネガルのケバ・ムバヤという人が主張したのが初めてですが、国連に取り入れられて、「発展の権利の宣言」になったのは1986年のことです。経済ではなく人権という形で主張されますと、発展途上国の人間も先進国の人間も同じように尊重されてしかるべきではないか、ということに反対しがたいところがあるわけです。しかし、この「発展の権利」は、民族、集団、あるいは国家が人権の主体というふうに理論構成されているところもありますし、西欧的な縦割り人権概念ではなくて、人権を自由権も社会権も包含するホールな全体としてとらえ、Basic Human Needsを核としてだんだんに発展する権利というふうに捉えているわけです。発展途上国の状況を前提としますと、明日の食べ物

が無いから奴隷的苦役にも服するといったこととなりますので、真っ先に保障されるべきなのは、自由権ではなく、BHN だろうというわけです。この横割りの人権概念ともいべき考え方は、西欧的な人権概念からすると非理論的だという批判を受けました。もともとは政治的な主張ですから、そういう理論的な反駁というもののかみ合っていないわけが、ともかくこの「発展の権利」も、先進国から援助を義務的に引き出そうというような読み方も可能なので、これも総論賛成、各論反対で、賛成を得られなかったわけです。

そうしますと、要するにすべて平等であるべき人が直面している問題を解決しなければならないときに理論闘争というものを避けて、問題を問題としてそのまま捉え、そして解決策を模索する、それが効率的ではないか、こういう形で出てきたものが「人間の安全保障」だと私は思うわけです。これは、1994 年の UNDP の“Human Development Report”の中で初めて主張されたもので、翌年の社会開発サミットに向けて主張されました。もとはアマルティア・センという経済学者が提唱したものです。

次に民族紛争と法の支配について話を進めましょう。20 世紀を振り返りますと、これはまさに虐殺の世紀だったということが出来ます。私は旧ユーゴ国際刑事裁判所の判事として3年間ハーグで働きましたが、その中で最も紛争が激しかったのはボスニア紛争です。ボスニア紛争というのは、ダリーナ川という大きな川が多く死体でうずまって、そして川の色が赤く染まったというほど虐殺がはなはだしかったのです。そういうことが、1992 年、20 世紀の終わりに起こったということを思いながら、かつてはどうだったかということを考えてみますと、20 世紀はまさにそういう事件の繰り返しの世紀であったといえるわけです。

日本政府の命を受けて諜報活動をしていた石光真清によれば、日露戦争がはじまる前の 1900 年、南下をもくろむロシアと清国との戦いで、アムール川に清国民間人の死体があふれ、それが、いかだのように流れたということです。第一次世界大戦中は、人道に反する行為に対する罪というもの起源になった、トルコ軍が自分の国の少数民族であるアルメニア人を 150 万人も虐殺する事件が起きました。第二次世界大戦中にも、ナチスのユダヤ人虐殺事件が起り、それから戦後、長いベトナム戦争が戦われ、その影響を受けたカンボジアでは 1975 年から 1979 年の間、ポル・ポトが政権について、自国民の約4分の1、170 万人も虐殺した事件が起きました。その後も、ボスニア紛争をはじめ、現在に目を転じて、コンゴやスーダンのダルフルなどあらゆるところに民族紛争の火種が尽きないようで、つい最近ではレバノンの南部でイスラエルとの戦いがありました。

これが「人間の安全保障」を脅かす状態だということは分かると思いますが、これに対してどういう風に対処する手段があるのかというと、皆さんはすぐ武力介入ということをおられるかもしれませんが、しかし、これからお話しすることは、そういうことを将来、「法の支配」によってなくしていけるのではないかと、武力ではなく「法の支配」によって、つまり法が執行されることによって将来同じような紛争が繰り返されるのを防止できるのではないかとということです。

「法の支配とは何ですか」という質問を受けることが良くあります。

私は『民族浄化』を裁く」という本を岩波新書から出しておりますので、もしボスニア紛争なり旧ユーゴ紛争のようなものが自然な流れでそうなったのではないかと考えている方がいるとすれば、そうではなくて、私利私欲にかられた民族紛争の扇動者がいて、追従者を出し、結局のところ一般市民を巻き込んで、殺害された人、追放された人など、多くの被害者を出した、ということが読んでいただければお分かりになると思います。そういう構造は、ボスニア紛争に限らず、アフリカで起こっている民族紛争も似たり寄ったりで、その私利私欲の原因が、ボスニアで政治的主導権をにぎることなのか、ダイヤモンド鉱山の採掘権なのか、金鉱山の採掘権なのか、いろいろ違って、同じような構造を持つものであるということが出来ると思います。

「法の支配」というのは、そういう戦犯を処罰する体制を確立して、彼らを待っているのは夢の実現ではなく、牢獄につながれるということであることを見せ、将来の戦犯予備軍に「割の合わない仕事はやめよう」、「他人の振りを見て自分の行動を改めよう」と考えさせることが可能なのではないかとこの考え方は。

「法の支配」によって将来の戦犯の発生、つまりは彼らの扇動によって起こされる紛争・戦争の発

生を防止しようという考え方に至ったのは、やはり 20 世紀のことです。20 世紀は虐殺の世紀であると同時に非戦の世紀でもありました。それ以前は、忘却の世紀であり、昔のことは忘れて将来の平和を築こうと考えたわけですが、20 世紀はそれでは新たな戦争は防げないということを経験によって学んだ時代でした。つまり、戦犯を処罰することが、将来の戦争・民族紛争を予防する最良の手段だということを読んでいった時代でもあるわけです。非戦の世紀にするための試みは第一次世界大戦後からはじまりましたが、ヴェルサイユ条約やセーブル条約は、結局は戦犯を処罰するには至りませんでした。それは何故かという、戦犯が法廷に引き渡されなかった、全部逃げ込んでしまった、オランダに逃げ込んだ、あるいはドイツ国内に留まって引き渡されることが無かったからです。それからトルコの戦犯も、ローザンヌ条約でむしろ恩赦が与えられて、結局は戦犯が処罰されることはありませんでした。

戦犯を実際に処罰したのは、第二次世界大戦後、つまり、東京裁判とニュルンベルク裁判です。国際刑事裁判所 (ICC) ができたのも、東京裁判とニュルンベルク裁判が戦犯裁判の第一歩を画してくれたからです。しかし、これらは、勝者の裁判でしかないというおおきな欠点を持っていました。

そこで、公平な国際的な刑事裁判所を作ろうという動きは第二次世界大戦後まもなくから始まりました。これを担ったのが国際法委員会です。ILC は、1950 年代に、国際的な刑事裁判所についての第一草案、第二草案を作りましたが、創設には至りませんでした。なぜかという、国際的な刑事裁判所は、国内で行われている刑事司法権というものを越える、つまり国家の枠を越えますので国家主権の侵害になるという考え方が非常に強く、特に冷戦構造のもとでは非常な抵抗感があって、実現しませんでした。

国際的な刑事裁判所が実現したのは、旧ユーゴ国際刑事裁判所とルワンダ国際刑事裁判所、ICTY と ICTR が初めてです。ICTY なぜできたかという、そこには非常に政治力学的なものが作用しています。本来は武力介入したいというようなことは無いことは無かったわけですが、当時は湾岸戦争を一方にかかえ、かつベルリンの壁が崩壊して、バルカンの戦略的な重要性が非常に薄れてきた時代で、泥沼に足を突っ込まれるようなことはやりたくないわけです。しかし、他方で、人権侵害の状況というのはオマルスカ強制収容所の写真が世界に配信されて、世界の耳目を集め世界世論がわきおこってきますと、放っておけなくなる。知らん顔はできなくなるわけです。人権蹂躪を止めさせるための何らかの手段をとらなければならなくなりました。当時はクリントンとクリストファーの時代で、Lift and Strike 政策で対処しようとしていました。Lift 政策とは、武器禁輸を解除する政策です。つまり、ボスニアのモスリム人勢力とセルビア人勢力の武器保持がアンバランスになっているので、国際社会が武力介入しないで放っておくなら、せめて、モスリム人に武器対等の原則を認めて武器禁輸を解除しようというものです。また、Strike 政策とは、優勢なセルビア人勢力を国際社会が空爆しようということです。しかし、Lift 政策は戦争を薦めるようなものだと反対され、Strike 政策も、当時、地上軍を送っていたヨーロッパ諸国は、そんなことをしたら自分たちの軍隊に攻撃が向けられるのではないかと考え、反対しました。そこで、力による介入は不発に終わったわけですが、見過ごせない人権蹂躪状況が厳然として継続しているわけです。人権侵害の状況が刻々といつも報告されてくるわけです。そこで、戦犯を処罰して人権侵害を沈静化しようと言いつつ出したのがクリントン政権で、中国や当時のロシアも ICTY 設立に嫌々ながら賛成いたしまして、そして ICTY というものができて、ICTR も、ルワンダでも同じようにしようということでできたわけです。

ICTY や ICTR は、地域と時代を限った裁判所です。例えば、ICTY は、旧ユーゴで起きた、1991 年以降の事件を管轄し、しかも 2010 年には店じまいすることが予定されています。しかし、暫定的な裁判所が出来ると、昔からの夢であった、世界全体を恒久的に管轄する裁判所というものもやれば出来るのではないかという気運になり、ICTY や ICTR が契機になって、ICC が 1998 年にローマで採択されることになったわけです。

しかし、ここで、皆さんは、たぶん、戦犯を処罰することによって、なぜ将来の戦争なり紛争なりが予防できるのか、と思われるのではないのでしょうか。もし犯人が自爆テロのように、死んでもいい、自分はどうなってもいいと思っている犯人であれば、処罰にそのような抑止力は期待できないわけです。ここで、戦犯、民族紛争や戦争を起こす人たちは、どのように期待して、どのようなマインドで紛争を

起こすのか考えてみましょう。たとえば、ヒトラーはなぜユダヤ人を虐殺したのかというと、ヒトラーは虐殺に踏み切る前に、第一次世界大戦中のトルコ軍のアルメニア人殺しに触れ、「今世界で、このことを誰が問題にしているだろうか」と自問自答したのです。「誰も問題にしていないではないか。やってみればやり得ではないか」とまでは言わなくても、それに似たことを言いました。つまり自分は、何をしても、将来、免罪を得られるのではないか、自分が牢につながれたり、裁判を受けたりすることはないのではないか、そう思って、ユダヤ人虐殺に踏み切ったわけです。

ミロシェビッチは、紛争当時の旧ユーゴスラビア大統領で、紛争を仕掛けた一番の張本人であるわけですが、そのことは ICTY が設立された頃から分かっておりました。ただ、彼は国際的な舞台で平和交渉の相手方として、ボスニア紛争を終わらせた、1995 年の Dayton 合意まで活躍しました。彼は、紛争を引き起こした張本人であると同時に、国際舞台で停戦・和平交渉に活躍する人でもあったのです。ICTY を作る話し合いをした国際会議で、彼は、ICTY を作るのは大いに賛成である、と言いました。それはなぜかという、そういう裁判所が作られても、自分が被告人になることはないだろう。西側諸国が外交的に自分を相手にしている以上、自分を起訴できるわけがない。そのように高をくくっていたわけです。しかし、実際には、1999 年にコソヴォ紛争が起こると、彼は、芋蔓的に、ボスニア紛争、クロアチア紛争で起訴されました。

これらの例から分かるように、戦犯は決して爆弾テロ犯人のような確信犯ではなく、自分だけは法の枠外に置かれているのではないか、そう思っている人たちがほとんどです。そうでなければ、時流に流されて、戦争の雰囲気になってきた、世の中全体がそんな雰囲気になってきた、自分は本来その地位からして、首相とか大統領とかであることからして、時流に抗して、できることをすべてやって、戦争を防止しなければならないにも関わらず、どうしようもないお手上げだとして、十分な努力をしないで手を上げてしまう、要するに時流に流されてしまう、責任を放棄してしまう、こういうタイプの人間です。免罪を得て自分は法の枠外にいると思うか、あるいは本来その地位に期待される行為をしない無責任な人間のどちらかであるわけです。そうすると、無責任な行動について責任を問う体制、免罪を得させない構造というものができれば、彼らの行為の抑止力になるであろうと思われます。当該者の抑止力となるというよりも、将来他人の振りを見て、そういうことになるくらいなら辞めておこうということで他者の抑止力になり、民族紛争も防止できるのではないかとということです。

ICC も ICTY も ICTR も、それほどの力はあるのかといわれるかもしれませんが、しかし、武力で紛争を防止するということから法の支配に至るといことは座標軸の転換、要するにパラダイムの転換です。パラダイムを転換したとたんに 100% の法の支配が出来なければ効果がないというのは、そもそも発想がおかしい。一步一步実現してゆくほかありません。法の支配を完全なものに近づけるため、育てていくということが必要なのではないかと思います。

ところで、ICC が管轄している戦争犯罪を大きく分けると、4 つあります。

一番易しいほうから、ジェノサイドの罪、イメージとしてはアウシュビッツで約 150 万人のユダヤ人を虐殺するような罪がジェノサイドの罪です。

それから、もう一つは、戦争の法規および慣習に違反する罪です。戦争というのは、たとえば、病院や文化施設などの軍事ターゲットでないものを破壊してはいけないとか、戦っている兵士でも残虐な殺し方をしてはいけないというルールがあるわけで、このルールに違反する罪、これが戦争の法規および慣習に違反する罪です。

それから、もう一つのカテゴリーは、ジュネーブ条約の重大な違反の罪です。戦争というのは戦闘員同士の戦いですから、民間人は戦列に入っていないわけです。そして、もし一旦戦列に入ったとしても、病気になったり、けがをしたり、捕虜になったりしますと、それは戦列から離れるわけです。戦列から離れているものは攻撃の対象とはならないわけで、保護対象者あるいは物に対する違反、たとえば捕虜を使って人体実験をすとか、殺すとか、重労働につかせるとかというのが、ジュネーブ条約の重大な違反の罪です。このジュネーブ条約の重大な違反の罪は説明からお分かりになったと思いますが、保護対象者、保護対象物というものに対するものでなければ成立しません。

そうしますと、同じように実質的には保護すべきでも、ジュネーブ条約上保護対象者、保護対象物

になっていないものができます。しかもジュネーブ条約は条約ですから国と国との関係・約束事がありますので、たとえば国籍条項などが入るわけで、無国籍人あるいは同国人というものは、ジュネーブ条約によって保護されない。要するに、トルコ軍が自国のアルメニア人を殺した時、連合国の人間を殺したわけではなくて、自国民を殺しているわけです。少数民族であっても自国民を殺しているわけですから、ジュネーブ条約の対象ではない。しかし、実質的には同じように保護されるべきで、虐殺の対象にはなってはいけないということになりますと、ジュネーブ条約で抜け落ちているが実質的には同じ罪として処罰すべきものを掬わなければならない。こうして人道に反する罪ができたわけです。

ICC もこの4つの戦争犯罪を管轄しておりまして、締約国で起こった事件、締約国の国民が起こした事件、そのほかに、国際平和と安全にとって脅威であるということで安全保障理事会が付託した事件を管轄することになっています。

ICC と各国の国内裁判所との関係は補充の関係です。補充の関係とは、ICC は、締約国の国内の裁判所が十分な働きをしないというときに補充的に出て行くということです。本来 10 年の拘禁刑であるべきものが、国内裁判所の判決で6年の拘禁刑で甘すぎるときには ICC が出てくるのかと思われるかもしれませんが、まあまあ是認できるようなときに補充性が働くわけではありません。補充性が問題になるのは、裁判制度はあるけれども殆ど動いていない、無期刑になるべきものが無罪放免になってしまった、それではだめだということで ICC がでてくるということが補充性です。そこで日本のような場合に、あるいは先進国のような場合には、日本の裁判所がだめだから、補充性が発揮されて ICC が管轄する、ということは考えにくいわけです。

これは、ICTY や ICTR とは違います。ICTY や ICTR の場合は国内裁判所に優先して管轄することになっています。要するに旧ユーゴの裁判所がだめだったら出て行きましょうというのではなくて、ICTY が優先してやる、ICTY がわざわざ自ら裁判する必要がないというときには国内裁判所に任せることも出来る、こういうことになっています。なぜかというと、ICTY や ICTR の場合は、現地の裁判所は紛争中でちゃんと機能しないだろうと予想されていたので、ICTY や ICTR を優先するという事になったわけです。しかし、今は事情が落ち着いてきましたので、ICTY で裁く必要もないような小さな事件は、どんどん国内裁判所のほうに移送されております。特にボスニアの最高裁に特別刑事部というものができていて、そちらに移送されている事件が増えている状況です。

ところで、アメリカは ICC に反対している。日本は近く入る予定です。なぜアメリカは反対しているのか、クリントンは ICTY を作ったのではないかと思われるかもしれませんが、反対の理由は次のとおりです。①アメリカは、世界の平和は自分たちが守るんだという意気込みの国ですから、アメリカ人の平和維持部隊を派遣しなければならないのに、「もし変なことをやったら被告人になるぞ」と言ったのでは派遣に応じてもらず、結局アメリカの責任をはたせない。②アメリカは自分で裁判をちゃんとやるんだ、世界には、ちゃんとやらない国もあるだろうが、そのような国には制度支援すればいい。③ICC は、4つのカテゴリーの戦争犯罪を管轄しているが、「平和に対する罪」は、今は構成要件ができていないものの、締約国が合意すれば、新たな犯罪を管轄することが出来る仕組みになっている。したがって、「平和に対する罪」だけでなく、場合によっては麻薬・テロなど、いろいろな犯罪を管轄できる可能性がある。そういうもので、締約国でないアメリカも縛られるというのは全くおかしい。とこういことを言っているわけです。

### (質問1)

法の支配の確立は、刑事法だけではなくて、合法的に体制に民主的な手段で自らの要望を反映してもらおう手段というものが用意されて、紛争の予防として体制が安定するのではないかと思います。紛争が出てくる土壌として、差別などの現実、現状の体制を是正していく合法的手段が無い場合に、武力闘争に走る可能性もあると思うのですが、そういった法体制に関しては、国際社会がどのように関与できるとお考えですか。

### (講師)

もちろん、民主的な制度が機能していることや、差別などのない社会であれば、紛争からは遠いと思います。旧ユーゴはそういう意味では、模範的な社会制度を作り上げていて、民族宥和のモデルとも称されたわけです。しかし、紛争が起った。なぜそうなったかと言えば、民族対立を煽り、扇動する人間がいた、戦犯がいたからだけではなく、扇動されるような土壌・素地が当時あったからです。旧ユーゴは、1980年にカリスマ的な指導者ティトーが死んで、1973年と1979年の石油ショックで非常な経済危機に陥っていたわけです。しかも、旧ユーゴ内の南と北の格差、つまり、スロヴェニア共和国とマケドニア共和国あるいはコソヴォ自治州の個人収入の格差は9:1にも広がっていました。したがって、生活が安定しない上に、各共和国は連邦全体よりも自分の利益に固執するようになり、不満がたかまっていたわけです。こういう状況があったからこそ、戦犯は、民族の不満を増幅することが出来たわけです。そういう土壌を作らないということは裁判所の役割ではないのです。ICCもそうですが、裁判所はオールマイティなものではありません。経済的な安定を図る、あるいは格差を是正する、その他の措置というものは裁判所の活動の範囲外です。ICCというのは、「自分が夢見たことが実現できる」と思って、そういう土壌を利用する戦犯を断罪して将来の紛争を予防するということです。ICCでこのような体制は整ったので、公平に着実に実際にこの体制を働かせていき、将来の戦犯予備軍に、自分も法の網にかかるのではないかと・・・それならバカなことはやめておこうと思わせ、将来の紛争を予防することが大事だと思います。

## (質問2)

正義 justice という概念で、たとえば東京裁判でもそうなのですが、外国人がその人を裁く場合に、あまりにも文化の違いがあったりして、よその国のものに裁かれたからどうだというような反論もあると思うのですが、いかがでしょうか。

## (講師)

裁判というのは、東京裁判もニュルンベルク裁判もそうなのですが、外国人に裁かれたからといって反感があるわけではないのです。公平でなかった、アメリカの原爆投下は不問に付された、ニュルンベルク裁判では、同じ事を連合国もやっているのではないかということに関する抗弁の提出が否定されたということに不公平感があるわけです。誰に裁かれたかというのではなく、どのように裁かれたかということが大事なわけです。そして、戦争犯罪は、文化を超えた普遍的な価値に違反したことを問題にしているのです。外国人によって裁かれるということで不公平感が出たり、正義が実現されなかったという話ではないと思います。よく、中立国出身の裁判官でなければとか、裁判官の国籍を問題にする意見を耳にしますが、それは、世界大戦直後のような時代背景からして戦勝国の裁判官は出身国の政治的立場を代表するしかなかったといった認識を前提としてものをいっているにすぎません。本来、裁判官は自己の良心や正義と法には縛られるものだと思います。

## 【質問3】

ICCでは文化を超えた普遍的な価値で裁いているということでしたが、以前ICCについて調べた際に、ICCでは大国に左右される危険性があるという記述を目にしました。公正に国家に関係なく裁判官全員が共通した、国家を凌駕した価値観で裁いていて、必ずしも大国の思惑に左右されることはないということでしょうか。

## (講師)

ICCが政治に左右される、政治的起訴が行われるおそれがあるというのは、アメリカの主張にすぎません。裁判所の能力はあらゆる事件を処罰できるほどオールマイティではありません。それは日本でも同じ事で、あらゆる事件を組織の全力を尽くして捜査し、裁判できるかという出来ません。日常生活起するものの中で重要なものをとりあげて裁判しなければいけない。ICCというのも、世界が対処すべき大きな問題に当たらないといけない。一旦起訴された事件の審理が不公平になるというのは考えにくいですが、検察権の行使が中立公平、不偏不党でなければ信頼性を失うということだと思います。どのような事件を取り上げるかというのは非常に大切なことです。これは、検察官が、3人の

裁判官から構成される予審部の裁判官の 2 人、つまり多数の裁判官の同意を得て決定するわけですから、これが公平になされることが必要なわけです。要するに、どのような人格・識見の検察官を得るかということが実際には非常に大切で、そのような人物を据えるわけですから、大国の思惑によって動くような人間が検察官になるとは考えにくいです。

#### (質問4)

日本の ICC 加入について質問です。1998 年にローマ条約が出来て、2002 年に発効して、現在 102 カ国の締約国があると思うのですが、今まで、1998 年から 2006 年までで、日本が ICC 加入に対して積極的な行動にでたということは、私の中ではあまり知らなくて、最近の新聞で初めて知ったので、今まで何か ICC 加入をするために国内法整備がなされていたのか、もしくはされていないのであればどのように国内法整備の必要があるのかと、なぜ今特に ICC に日本が加入するような経緯があったのかということをお教えいただきたいと思います。

#### (講師)

ICC の締約国が多くなるということは、管轄権が原則として締約国の国籍をもった人の犯罪と締約国で行われた犯罪というふうにのびていくわけですから、望ましい体制なわけです。そして、天網恢恢疎にしてもらさずというものの一員となるということは、論理として反対する理由も何もありませんし、日本政府としては始めから趣旨には賛成しているわけです。しかし署名の期間を徒過してしまったので、署名はしていない。したがって、日本は批准ではなく、加入の手続きをすることになりますが、今まで日本は何をしていたのかというと、加入のために国内法整備が必要か細かい点まで検討していたということです。日本は、ジェノサイド条約の締約国ではありませんが、ICC はジェノサイドの扇動を独立罪として取り扱っているわけです。それは日本の刑法の総論の立場からいうと、はみ出してしまいうわけです。大まかなことを言えば、国内法でだいたいカバーしているので、国内法整備はやらないというチョイスもあると思いますけれども、その突合せをするのにそれ相当の時間がかかるということが一つと、それからもう一つは、ICC にはアメリカが入っていないため日本は非常に大きな金銭的負担をすることになります。ICTY や ICTR における負担も非常に大きなものです。そして、今やっていることはアフリカの事件で、日本人が深い関心を持っているアジアの事件はとりあげられていない。そういうことから考えますと、政府としても、いつ入るべきかを慎重にチョイスしている状態だったと思います。

#### (質問4)

移行期における正義について2点と ICC について1点質問があります。

まず、移行期における正義を考えると、紛争終結後というのはかなり政情が不安定で、司法なり戦犯を裁くということは、かなり政治的な判断が必要で、過去の事例を見ましても民主主義ということなどがあると思うんですが、それに対して最近では、戦犯処罰を厳しくするという動き、つまり反対の動きが出てくるように思いますが、それに対してどうお考えでしょうか。

それから、南アフリカの真実和解委員会というものの評価が近年高まっていて、TR 方式といわれるような和解を目指す正義、ICC の方針が上からの裁判であるなら TRC の方針は下からの和解、下からの裁判ということになると思うんですが、そのような裁判の二本立てというものが実際に起こっていることを考えると、刑事裁判の裁判官としての立場からそのような二本立ての裁判についてどうお考えでしょうか。

最後に、ICC について、裁くべき戦犯が首謀者や大物の戦犯だと実際に拘束するのはとても難しく、旧ユーゴなどでは大物戦犯の拘束が難しかったと先生のご著書で拝見したのですが、それでは ICC を機能させるためにはどのように戦犯を拘束すべきでしょうか。

#### (質問5)

検察官がどのような事件を起訴するかということについて、ICC で現在までに取り上げられている事件の提訴をしたのは締約国がほとんどであって、国側が対立状態にあるような場合、反政府勢力

側を裁くように使われてしまうということを本で読んだのですが、その政府側から以外の情報を検察官がどのように公平に得られるのか、先生のお考えをお聞きしたいのですが。

### (質問6)

What I want to know about is how people or individuals can make an express or judges. Then, I think that international law is not changed in order to be subjected to individuals.

### (講師)

まず、最後のご質問ですが、ICC でも ICTY でも、個人の資格で裁判官は選ばれているわけですし、国をバックにして国の政策を反映させるために裁判しているわけではありませんので、公平な裁判には、このように裁判官が選ばれているので別に懸念はないのではないかと思います。

次に最後から2番目のご質問について、締約国から提訴がなされるというのはそうなのですが、あらゆるところから情報はありますし、検察官のほうでも積極的に情報を集めるわけですから、別に締約国が提訴権を持っているから情報が締約国側に傾くんじやないかということはありません。それは、普通の刑事事件でも告訴人や告発権者がいますが、その告発権者から情報がくるだけで、あとの証拠は限られるのかというと、そんなことはないわけです。

それから、紛争の解決方法として真実と和解委員会の活動というのももちろんあるわけです。まず、ICC Statute を読んでいただければ分かると思いますけれども、戦犯裁判よりも和解を先行させたほうがいい場合には、起訴を一年間のばし、さらに一年のばせるということが出来るわけです。アメリカはこれを悪用して安保理決議 1422などをひきだしているわけです。

日本の場合は、殺人が起こったとして、お互いに和解を先行させて起訴を一時猶予しようというようなことは行われません。しかし、世界の現状を見ますと、やはり、まず紛争を片付けることが先決であって、和平交渉を先行させたほうがいいという場合ももちろんあるわけです。ただ、それもそういう状況が終われば、戦犯を裁判することによって、将来の糧にするということが期待されて当然だと思います。

それからはじめの質問ですが、戦犯裁判は欠席裁判は行えませんから、身柄を確保しなければなりません。そのために逮捕が必要になるわけですが、日本であれば裁判所も警察も全国組織で動くわけですが、裁判所は世界管轄であっても世界を管轄する警察権というものは現在存在しないので、当地の警察に頼って証拠を引渡してもらい、犯人の身柄もひきわたしてもらうことになります。ですから、ある程度、現地の状況が平穏に落ち着いてこなければ身柄もとれないし、証拠も集められないということになるわけです。ですから、ボスニア紛争も1991年から管轄できるということになっていても、実際は1995年の Dayton 合意後、証拠も収集できたし、身柄もたくさんとることが出来た、という状況です。

戦犯の身柄確保は、EU Force などに協力を求めて逮捕することも可能です。カラジッチなどの大物戦犯が未だに引き渡されていない点をとらえて、戦犯をかくまう勢力が強大だという報道もありますが、戦犯をかくまう勢力は次第に弱くなっています。それなら何故身柄の確保に失敗しているのかと問われるでしょうが、他人のところに行って勝手がぜんぜん分からない、地の利を得ていない状況では、戦犯をかくまう勢力が弱くても、逮捕するのは非常に難しいのです。